

備考

この申請書に添えなければならない書類は、次のとおりです。ただし、ウ及びエに掲げる書類については、市長が他の方法で確認することができる場合は、添付を省略することができます。

(1) 新規登録申請の場合

ア 親と児童の戸籍謄本

イ 親が障がい者の場合は、診断書(身体障害者手帳又は療育手帳により障がいの程度の確認が可能な場合は、当該手帳の写し)

ウ 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

(ア) 配偶者の生死が不明な場合

(イ) 配偶者から遺棄されている場合

(ウ) 配偶者が拘禁されている場合

(エ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けた場合

エ ひとり親家庭の親及びその親と同一生計の親族の前年(1月から10月1日までの申請にあつては、前々年)の所得と課税状況が確認できる書類

オ 養育費等に関する申告書(養育費等の支払がないことが明らかな場合は、添付を省略することができます。)

カ 加入保険に係る被保険者証の写し

キ 申請者が児童扶養手当を受給しているときは、ア～オの書類の添付を省略することができます。

(2) 更新登録の場合

前記エ、オ及びカ